

令和 2 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

(その 5)

堺 市

目 次

頁

議案第 54 号	市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例	3
議案第 55 号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	5
議案第 56 号	堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の役員等の損害賠償 責任の一部の免責に関する条例	9
議案第 57 号	堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例	11

令和2年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和2年2月18日
堺市長 永藤英機

議案第 54 号 市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

議案第 55 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 56 号 堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の役員等の損害賠償
責任の一部の免責に関する条例

議案第 57 号 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免除することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）において使用する用語の例による。

(損害賠償責任の一部免責)

第3条 損害賠償責任について、市長等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が本市に対して賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の基準給与年額に次の各号に掲げる市長等の区分に応じて当該各号に定める数を乗じて得た額を控除した額を免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選舉管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 人事委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 2
- (4) 前2号に掲げる職員以外の職員 1

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の市長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する 条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長等の本市に対する損害賠償責任に関し、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは当該責任の一部を免除することについて必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであること。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行すること。

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条各号列記以外の部分中「保険料の基礎賦課額」を「基礎賦課額」に改める。

第9条の2の見出し中「保険料の」を削り、同条中「保険料の基礎賦課額」を「基礎賦課額」に改める。

第10条第1項中「次条」を「次条第1項第1号」に改める。

第11条の2の見出し中「保険料の」を削り、同条中「保険料の基礎賦課額」を「基礎賦課額」に改める。

第11条の3中「退職被保険者等」の次に「の前年の所得」を加える。

第11条の5中「第14条及び」を削り、「580,000円」を「610,000円」に改める。

第11条の5の3前段中「保険料の後期高齢者支援金等賦課額」を「後期高齢者支援金等賦課額」に改める。

第11条の5の7中「退職被保険者等」の次に「の前年の所得」を加える。

第11条の5の10中「第14条及び」を削る。

第11条の6の見出し中「保険料の」を削り、同条各号列記以外の部分中「保険料の介護納付金賦課額」を「介護納付金賦課額」に改める。

第11条の7の見出し中「保険料の」を削り、同条中「保険料の介護納付金賦課額」を「介護納付金賦課額」に改める。

第11条の8中「得た額とする」を「算定する」に改める。

第12条中「4月1日」を「、4月1日」に改める。

第15条の2第1項各号列記以外の部分中「当該賦課限度額」を「当該基礎賦課限度額」に改め、同項第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同項第3号中「510,000円」を「520,000円」に改め、同条第3項中「後期高齢者支援金等賦課限度額」との次に「、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と」を加え、同条第4項中「介護納付金賦課限度額」との次に「、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と」を加える。

第21条第1項第1号中「世帯収入」を「所得」に改める。

附則第14項（見出しを含む。）中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第19項の前の見出し及び附則第19項から第22項までの規定中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則に次の見出し及び4項を加える。

(令和2年度分の保険料に関する特例)

23 令和2年度分の保険料に係る第11条第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定し、及び同条第3項の規定により通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「1,000分の80.8」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者1人につき22,911円」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「1世帯につき27,118円」とする。

24 令和2年度分の保険料については、第11条第2項の規定は、適用しない。

25 令和2年度分の保険料に係る第11条の5の5第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の46.04に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の31.80に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の22.16に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」とする。

26 令和2年度分の保険料に係る第11条の9第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の45.04に相当する額を前条に規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎

控除後の総所得金額等（政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の54.96に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の3第1項の規定により大阪府が算定し、及び同条第3項の規定により通知する市町村標準保険料率の算定条件において、基礎賦課額の限度額が引き上げられたことに伴い、本市が徴収する保険料に係る基礎賦課額の限度額を引き上げるとともに、当該市町村標準保険料率を踏まえ、本市の国民健康保険料率について必要な特例措置を講ずることとし、所要の改正等を行うものであること。
- (2) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い、保険料の軽減対象世帯となる所得基準を引き上げることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するものであること。

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の役員等の 損害賠償責任の一部の免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第19条の2第4項の規定に基づき、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）が、その役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の法人に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免除することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）において使用する用語の例による。

(損害賠償責任の一部免除に係る額)

第3条 法第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、基準報酬年額に、次の各号に掲げる法人の役員等の区分に応じて当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の法人の役員等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の役員等の 損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定に ついて

1 制定の趣旨

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 19 条の 2 第 4 項の規定に基づき、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）の役員等の法人に対する損害賠償責任に関し、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは当該責任の一部を免除することについて必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであること。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）の一部を
次のように改正する。

第7条の5の次に次の1条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置）

第7条の6 教育委員会は、学校職員給与条例第5条第10項に規定する教育職員の健康
及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務
教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7
条第1項に規定する指針に基づき、教育委員会規則で定めるところにより、当該教育職
員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他当該
教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- ・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることによる学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置について定めることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行すること。

**令和2年第1回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その5）**

令和2年2月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-19-0091